

令和3年 議案第11号

みよし市教育委員会行政文書管理規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年4月15日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、国及び県の押印見直しに伴い、みよし市教育委員会から発信する文書について、公印の押印を省略できるようにする等必要があるからである。

みよし市教育委員会規程第 号

みよし市教育委員会行政文書管理規程(平成28年みよし市教育委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

みよし市教育委員会教育長 今 瀬 良 江

第3条第5項中「告示、訓令、訓及び内訓」を「規程及び告示」に改める。

第5条第2項に次の1号を加える。

- (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に発する文書であつて、あらかじめ公印の押印が不要とされた文書

第5条第3項中「の場合においては、文書」を「及び第4号に掲げる文書については、当該文書」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月19日から施行する。

みよし市教育委員会行政文書管理規程の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(文書の記号及び番号) 第3条 1～4 略 5 規則、規程及び告示の文書は、暦年番号とし教育行政課において毎年それぞれ順位番号を付け、令達番号欄に搭載しなければならない。 (公印の押印) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、公印を省略するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に発する文書であって、あらかじめ公印の押印が不要とされた文書 3 前項第2号及び第4号に掲げる文書については、当該文書に「(公印省略)」の記載をするものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、当該記載を省略することができる。	(文書の記号及び番号) 第3条 1～4 略 5 規則、告示、訓令、訓令、訓令及び訓令の文書は、暦年番号とし教育行政課において毎年それぞれ順位番号を付け、令達番号欄に搭載しなければならない。 (公印の押印) 第5条 略 2 同左 (1)～(3) 略 3 前項第2号の場合においては、文書に「(公印省略)」の記載をするものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、当該記載を省略することができる。